

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会則(以下「会則」という。)第15条第2項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、高島市教育委員会事務局教育総務部国スポ・障スポ大会推進課に置く。

(業務)

第3条 事務局は、実行委員会の運営に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる高島市職員をもって充てる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、高島市の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会および常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長および事務局次長は、別表第2に掲げる事項を専決するものとする。

2 前項の規定に関わらず、特に重要または異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「国障高実委」の記号および会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁文書の種類に応じ、当該各号に定める決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 次長

(文書の保存)

第11条 処理済の文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を高島市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについては、高島市文書取扱規程(平成19年4月1日訓令第4号)の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ、書体および用途は、別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、高島市公印規則(平成18年4月1日規則第27号)の例による。

第5章 財務

(旅費および費用弁償)

第15条 職員の旅費の額およびその支給方法については、高島市職員の旅費に関する条例(平成17年1月1日条例第47号)の例による。

2 市外に在住または在勤している実行委員会の委員等が、総会、常任委員会、専門委員会への出席のために、市外から鉄道を利用して旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合またはその例により難しいものについては、事務局長が

別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第17条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、高島市予算規則(平成19年3月29日規則第20号)、高島市会計規則(平成19年3月29日規則第21号)および高島市契約規則(平成19年3月29日規則第22号)の例による。

第6章 補則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年11月11日から施行する。

付 則

この規程は、令和4年8月17日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事務局長	教育委員会事務局教育総務部長
事務局次長	教育委員会事務局教育総務部 国スポ・障スポ大会推進課長
事務局職員	教育委員会事務局教育総務部 国スポ・障スポ大会推進課職員

別表第2(第8条関係)

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答および報告に関する事。	重要なもの	軽易なもの
(2) 事務の分担に関する事。		○
(3) 出張命令に関する事。	実行委員会の委員等ならびに事務局長および事務局次長	事務局職員等
(4) 工事の請負、業務の委託、物品の購入、賃貸借および修繕に関する事。	1件の予定価格が1,500万円未満のもの	1件の予定価格が100万円未満のもの
(5) その他の予算執行に関する事。	重要なもの	軽微なもの
(6) 予算の流用に関する事。		○

別表第3(第13条関係)

名称	形状	大きさ	書体	用途
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会会長之印	正方形	27 ミリメートル	てん書	会長名をもってする文書
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会副会長之印	正方形	24 ミリメートル	てん書	副会長名をもってする文書